

<技術情報検討会資料>

技術情報検討会は、新知見のふるい分けや作業担当課の特定を目的とした事務的な会議体であり、その資料及び議事録は原子力規制委員会の判断を示すものではありません。

資料59-1-1

最新知見のスクリーニング状況の概要（自然ハザード以外に関するもの）（案）

令和5年5月25日 長官官房 技術基盤グループ

（期間：令和5年3月17日から令和5年5月8日まで）

最新知見等 情報シート番号	件名	スクリーニング結果 （対応の方向性(案)）	資料ページ
23SA-(E)-1	航空機落下事故に関するデータについて	vi)	

対応の方向性（案）： i）直ちに規制部等関係部署に連絡・調整し、規制庁幹部に報告する。 ii）対応方針を検討し、技術情報検討会へ諮問する。 iii）技術情報検討会に情報提供・共有する。 iv）情報収集活動を行い、十分な情報が得られてから再度判断する（必要な場合には安全研究を実施する）。 v）安全研究企画プロセスに反映する。 vi）終了案件とする。以下同じ。

最新知見のスクリーニング状況（自然ハザード以外に関するもの）（案）

令和5年5月25日 長官官房 技術基盤グループ

（期間：令和5年3月17日から令和5年5月8日まで）

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
23SA-(E)-1	航空機落下事故に関するデータについて	<p>原子力規制庁は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号、平成21・06・25原院第1号改訂）（以下「評価基準」という。）等に従い、事業者が実施する原子炉施設等への航空機落下確率の評価結果を確認する際の参考情報として、過去直近20年間についての航空機事故データ、運航実績データ及び訓練空域面積データ（以下「航空機事故データ等」という。）を収集及び整理（以下「調査」という。）した結果をまとめたNRA技術ノート（以下単に「NRA技術ノート」という。）を定期的に発行している。</p> <p>今般、平成13年～令和2年の調査を行うに当たり、NRA技術ノートの品質を向上するため、航空機事故データの調査について外部の請負作業から規制庁職員による作業に切り替えるとともに、自衛隊機及び米軍機（以下「軍用機」という。）の航空機事故データ（以下「軍用機事故データ」という。）の調査方法の改善を行った。軍用機事故データの調査方法の改善内容は、①軍用機事故データを収集する際に対象とする情報源を可能な限り広く指定、②検索キーワード数を大幅に増加、③あらかじめ対象事故を選定する判断基準を明確に定めるとともに、必要な場合には、当該データを抽出した者以外の規制庁職員による確認会議を経て判断を行う等である。</p>	2023/5/8	vi)	<ul style="list-style-type: none"> 「実用発電用原子炉施設及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」では、評価基準等に基づき、原子炉施設へ航空機が落下する確率を算出し、防護設計の要否について確認することとしている。 当該情報の知見は、第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）において報告し、同日、R4年度ノートとして公表した。 令和4年度ノートにおいては、軍用機事故データの調査方法の改善により過年度の軍用機の対象事故件数が増加した。しかし、実際に対象事故が近年増加傾向にあるなど、航空機落下の懸念が実態的として高まっているというわけではなく、原子力施設が置かれている状況に変化があったものではない。通 			

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>改善した軍用機事故データの調査方法により、NRA 技術ノート「航空機落下事故に関するデータ（平成 12～令和元年）」（NTEN-2022-2001、以下「令和 3 年度ノート」という。）に記載された平成 13 年 1 月から令和元年 12 月までの軍用機事故データを対象に調査を行ったところ、対象事故を新たに 8 件*抽出した。また、対象事故としていたもののうち 1 件が評価対象外であること等[†]を確認した。</p> <p>この改善した調査手法を用いて、平成 13 年 1 月から令和 2 年 12 月までの直近 20 年間について調査を行い、「航空機落下事故に関するデータ（平成 13～令和 2 年）」（以下「令和 4 年度ノート」としてまとめ、第 84 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 29 日）に報告した上で、同日に公表した。</p> <p>評価対象となる航空機事故の件数を別紙の表 1 に、民間航空機運行実績データを別紙の表 2 に、航空機落下確率を算出する際に必要となる国土面積等を別紙の表 3 に示す。平成 13 年 1 月から令和 2 年 12 月までに発生した事故のうち、落下確率を評価する際に対象となる事故は、民間航空機については大型固定翼機（計器飛行方式）が 2 件、小型固定翼機（有視界飛行方式）が 21 件、大型回転翼機（有視界飛行方式）が 2 件、小型回転翼機（有視界飛行方式）が 17 件、自衛隊機については 17 件、米軍機については 6 件である。</p> <p>* 改善した軍用機事故データの調査方法によって新たに抽出された 10 件の軍用機事故データ（いずれも訓練空域外を飛行中の事故）のうちの 7 件及び元々</p>		<p>常、事業者に対して NRA 技術ノートの直接的な周知は行っていないが、軍用機事故データの調査方法の改善により過年度の軍用機の対象事故件数が増加したこと、また、NRA 技術ノートを事業者においても参照している実態を踏まえ、令和 5 年 3 月 31 日付けで、本件に係る被規制者向け情報通知文書（NIN4-20230331-tc）を发出し、対象事業者に対して直接的に周知を行った。</p> <p>・以上により、当該知見は終了案件とする。</p>				

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>抽出されていた軍用機事故データについて改めて評価を行ったところ対象事故と判断されたもの1件</p> <p>† 対象事故ではないが落下等の大破事故として軍用機事故データに含めていた2件について、大破未満であることが判明したため、軍用機事故データから削除した。また、その他の軍用機事故データについては、データの変更を行う必要のないことを確認した。</p>				/		